

北海道檜山海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
檜海共第1号	ひやま漁業協同組合	檜山郡上ノ国町地先	次の基点第1号、基点第2号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 上ノ国町地先 立岩の中央 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D8 基点第5号 上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第2号から 267 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第3号から 293 度 00分 3.000メートルの点 点3 基点第4号から 224 度 30分 4.100メートルの点 点4 基点第4号から 284 度 00分 3.200メートルの点 点5 基点第4号から 321 度 00分 3.200メートルの点 点6 基点第5号から 282 度 18分 4.100メートルの点	第一種共同漁業	ぎんだんそう漁業 こんふ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 えそばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上ノ国町	なし
檜海共第2号	ひやま漁業協同組合	檜山郡上ノ国町地先	次の基点第1号、基点第2号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 上ノ国町地先 立岩の中央 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D8 基点第5号 上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第2号から 267 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第3号から 293 度 00分 3.000メートルの点 点3 基点第4号から 224 度 30分 4.100メートルの点 点4 基点第4号から 284 度 00分 3.200メートルの点 点5 基点第4号から 321 度 00分 3.200メートルの点 点6 基点第5号から 282 度 18分 4.100メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなご・そい刺し網漁業 ほてい刺し網漁業 たらめ刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 がさみ・ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上ノ国町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 罫網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
檜海共第3号	ひやま漁業協同組合	檜山郡江差町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び点17の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域、基点第5号、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61及び点35の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域並びに点62、点63、点64及び点65の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第1号上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 鷗島 基点第3号 国土地理院三角点 柳崎 基点第4号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鷗島から125度47分15秒 535.93メートルの点 基点第6号 国土地理院三角点 鷗島から125度23分48秒 306.52メートルの点 点1 基点第1号から282度18分4.100メートルの点 点2 基点第2号から254度30分3.400メートルの点 点3 基点第3号から263度00分3.200メートルの点 点4 基点第4号から257度30分3.000メートルの点 点5 江差港西防波堤上 (X=-236.394.492 Y=-10.712.292.座標系11系) から295度30分 38.70メートルの点 点6 点5から282度30分 46.05メートルの点 点7 点6から12度30分 341.20メートルの点 点8 点7から102度30分 5.00メートルの点 点9 点8から12度30分 130.00メートルの点 点10 点9から102度30分 65.00メートルの点 点11 点10から192度30分 130.00メートルの点 点12 点11から102度30分 15.00メートルの点 点13 点12から192度30分 105.00メートルの点 点14 点13から282度30分 2.60メートルの点 点15 点14から192度30分 66.10メートルの点 点16 点15から194度44分12秒 135.51メートルの点 点17 基点第5号から245度51分07秒 31.06メートルの点 点18 点17から206度54分 60.00メートルの点 点19 点18から116度54分 24.50メートルの点 点20 点19から167度09分58秒 67.00メートルの点 点21 点20から248度44分58秒 3.50メートルの点 点22 点21から167度24分33秒 32.80メートルの点 点23 点22から233度25分14秒 33.00メートルの点 点24 点23から245度45分01秒 34.00メートルの点 点25 点24から337度46分31秒 96.50メートルの点 点26 点25から297度36分11秒 123.00メートルの点 点27 点26から259度36分40秒 61.00メートルの点 点28 点27から236度16分15秒 70.00メートルの点 点29 点28から345度33分45秒 47.50メートルの点 点30 点29から270度22分28秒 76.50メートルの点 点31 点30から348度27分47秒 2.50メートルの点 点32 点31から77度19分47秒 212.00メートルの点 点33 点32から116度54分 22.50メートルの点 点34 点33から26度54分 60.00メートルの点 点35 江差港西防波堤上 (X=-236.394.492 Y=-10.712.292.座標系11系) から45度30分 230.50メートルの点 点36 点35から353度00分 80.00メートルの点 点37 点36から83度00分 70.00メートルの点 点38 点37から173度00分 5.00メートルの点 点39 点38から83度30分 130.00メートルの点 点40 点39から173度00分 5.00メートルの点 点41 点40から83度00分 70.00メートルの点 点42 点41から60度38分30秒 66.67メートルの点 点43 点42から33度00分 125.00メートルの点 点44 点43から123度00分 55.00メートルの点 点45 点44から213度00分 155.00メートルの点 点46 点45から241度30分 55.80メートルの点 点47 点46から147度30分 95.00メートルの点 点48 点47から74度00分 53.08メートルの点 点49 点48から164度00分 138.17メートルの点 点50 点49から145度30分 73.48メートルの点 点51 点50から254度00分 291.00メートルの点 点52 点51から267度00分 269.00メートルの点 点53 点52から357度00分 100.00メートルの点 点54 点53から87度00分 258.00メートルの点 点55 点54から74度00分 165.00メートルの点 点56 点55から343度58分49秒 94.17メートルの点 点57 点56から328度00分54秒 166.03メートルの点 点58 点57から263度00分 60.00メートルの点 点59 点58から173度00分 5.00メートルの点 点60 点59から263度00分 130.00メートルの点 点61 点60から173度00分 10.00メートルの点 点62 基点第2号から112度35分15秒 270.57メートルの点 点63 点62から16度58分51秒 120.00メートルの点 点64 点63から106度59分51秒 20.00メートルの点 点65 点64から196度58分51秒 120.00メートルの点</p>	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんご漁業 てんごき漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江差町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
権海共第4号	ひやま漁業協同組合	権山郡江差町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び点5の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域、基点第5号、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61及び点35の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域並びに点62、点63、点64及び点65の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第1号 上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 鷗島 基点第3号 国土地理院三角点 柳崎 基点第4号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鷗島から125度47分15秒 535.93メートルの点 基点第6号 国土地理院三角点 鷗島から125度23分48秒 306.52メートルの点 点1 基点第1号から282度18分4.100メートルの点 点2 基点第2号から254度30分3.400メートルの点 点3 基点第3号から263度00分3.200メートルの点 点4 基点第4号から257度30分3.000メートルの点 点5 江差港西防波堤上 (X= -236.394.492 Y= -10.712.292.座標系11系) から295度30分 38.70メートルの点 点6 点5から282度30分46.05メートルの点 点7 点6から12度30分34.1.20メートルの点 点8 点7から102度30分5.00メートルの点 点9 点8から12度30分130.00メートルの点 点10 点9から102度30分65.00メートルの点 点11 点10から192度30分130.00メートルの点 点12 点11から102度30分15.00メートルの点 点13 点12から192度30分105.00メートルの点 点14 点13から282度30分2.60メートルの点 点15 点14から192度30分66.10メートルの点 点16 点15から194度44分12秒135.51メートルの点 点17 基点第5号から245度51分07秒31.06メートルの点 点18 点17から206度54分60.00メートルの点 点19 点18から116度54分24.50メートルの点 点20 点19から167度09分58秒67.00メートルの点 点21 点20から248度44分58秒3.50メートルの点 点22 点21から167度24分33秒32.80メートルの点 点23 点22から233度25分14秒33.00メートルの点 点24 点23から245度45分01秒34.00メートルの点 点25 点24から337度46分31秒96.50メートルの点 点26 点25から297度36分11秒123.00メートルの点 点27 点26から259度36分40秒61.00メートルの点 点28 点27から236度16分15秒70.00メートルの点 点29 点28から345度33分45秒47.50メートルの点 点30 点29から270度22分28秒76.50メートルの点 点31 点30から348度27分47秒2.50メートルの点 点32 点31から77度19分47秒2.12.00メートルの点 点33 点32から116度54分22.50メートルの点 点34 点33から26度54分60.00メートルの点 点35 江差港西防波堤上 (X= -236.394.492 Y= -10.712.292.座標系11系) から45度30分 230.50メートルの点 点36 点35から353度00分80.00メートルの点 点37 点36から83度00分70.00メートルの点 点38 点37から173度00分5.00メートルの点 点39 点38から83度30分130.00メートルの点 点40 点39から173度00分5.00メートルの点 点41 点40から83度00分70.00メートルの点 点42 点41から60度38分30秒66.67メートルの点 点43 点42から33度00分125.00メートルの点 点44 点43から123度00分55.00メートルの点 点45 点44から213度00分155.00メートルの点 点46 点45から241度30分55.80メートルの点 点47 点46から147度30分95.00メートルの点 点48 点47から74度00分53.08メートルの点 点49 点48から164度00分138.17メートルの点 点50 点49から145度30分73.48メートルの点 点51 点50から254度00分291.00メートルの点 点52 点51から267度00分269.00メートルの点 点53 点52から357度00分100.00メートルの点 点54 点53から87度00分258.00メートルの点 点55 点54から74度00分165.00メートルの点 点56 点55から343度58分49秒94.17メートルの点 点57 点56から328度00分54秒166.03メートルの点 点58 点57から263度00分60.00メートルの点 点59 点58から173度00分5.00メートルの点 点60 点59から263度00分130.00メートルの点 点61 点60から173度00分10.00メートルの点 点62 基点第2号から112度35分15秒270.57メートルの点 点63 点62から16度58分51秒120.00メートルの点 点64 点63から106度59分51秒20.00メートルの点 点65 点64から196度58分51秒120.00メートルの点</p>	第二種共同漁業	<p>あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなご・そい刺し網漁業 ほてい・うお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めば刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 がさみ・ひらつめがにかご漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで</p>	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江差町	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならぬ。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベンズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統一口網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。</p>

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
樽海共第5号	ひやま漁業協同組合	爾志郡乙部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 船ノ岸 基点第3号 乙部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 257 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 211 度 30分 3.100メートルの点 点3 基点第3号から 242 度 30分 3.000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんくさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	乙部町	なし
樽海共第6号	ひやま漁業協同組合	爾志郡乙部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 船ノ岸 基点第3号 乙部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 257 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 211 度 30分 3.100メートルの点 点3 基点第3号から 242 度 30分 3.000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなこ・そい刺し網漁業 ほていお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 なにし刺し網漁業 にし刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底撿網漁業 がぞみ・ひらめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	乙部町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 ウ 網は、水深から水深の2分の1未満に敷設しなければならない。 エ 身網の長さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 漁網の大きさは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水深から水深の2分の1未満に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。
樽海共第7号	ひやま漁業協同組合	北海道八雲町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 乙部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 人住内 基点第3号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 242 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 244 度 00分 3.100メートルの点 点3 基点第3号から 200 度 00分 3.000メートルの点 点4 基点第3号から 232 度 30分 3.000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんくさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石栴沼町、熊石駒平町、熊石油川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石貼川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石量岩町、熊石根崎町、熊石壺石町、熊石嶋神町、熊石西浜町及び熊石関内町	なし
樽海共第8号	ひやま漁業協同組合	北海道八雲町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 乙部町と八雲町境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 人住内 基点第3号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 242 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 244 度 00分 3.100メートルの点 点3 基点第3号から 200 度 00分 3.000メートルの点 点4 基点第3号から 232 度 30分 3.000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなこ・そい刺し網漁業 ほていお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 なにし刺し網漁業 にし刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底撿網漁業 がぞみ・ひらめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石栴沼町、熊石駒平町、熊石油川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石貼川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石量岩町、熊石根崎町、熊石壺石町、熊石嶋神町、熊石西浜町及び熊石関内町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 ウ 網は、水深から水深の2分の1未満に敷設しなければならない。 エ 身網の長さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 オ 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 漁網の大きさは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水深から水深の2分の1未満に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
樽海共第9号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 水H5-1 基点第3号 国土地理院三角点 花歌 基点第4号 国土地理院三角点 上浦 点1 基点第1号から 232度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第3号から 192度 00分 3.000メートルの点 点3 点2と点5を結んだ線と点4から 222度30分の線との交点 点4 基点第2号から 175度 35分 181.80メートルの点 点5 基点第4号から 227度 30分 3.700メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 えそばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町大成区長磯、貝取湖、平浜及び宮野	なし
樽海共第10号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 水H5-1 基点第3号 国土地理院三角点 花歌 基点第4号 国土地理院三角点 上浦 点1 基点第1号から 232度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第3号から 192度 00分 3.000メートルの点 点3 点2と点5を結んだ線と点4から 222度30分の線との交点 点4 基点第2号から 175度 35分 181.80メートルの点 点5 基点第4号から 227度 30分 3.700メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなご・そい刺し網漁業 ほていお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ますずい・いかいかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 がざみ・ひらめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町大成区長磯、貝取湖、平浜及び宮野	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。
樽海共第11号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第2号、点1、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 水H5-1 基点第2号 国土地理院4等三角点 花歌 基点第3号 国土地理院4等三角点 上浦 基点第4号 せたな町大成区とせたな町北檜山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 175度35分 181.80メートルの点 点2 基点第2号から 192度00分 3.000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と点1から 222度30分の線との交点 点4 基点第3号から 227度30分 3.700メートルの点 点5 基点第4号から 272度30分 3.000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町大成区花歌、久遠、本陣、都、上浦、富磯及び太田	なし
樽海共第12号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第2号、点1、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 水H5-1 基点第2号 国土地理院4等三角点 花歌 基点第3号 国土地理院4等三角点 上浦 基点第4号 せたな町大成区とせたな町北檜山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 175度35分 181.80メートルの点 点2 基点第2号から 192度00分 3.000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と点1から 222度30分の線との交点 点4 基点第3号から 227度30分 3.700メートルの点 点5 基点第4号から 272度30分 3.000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなご・そい刺し網漁業 ほていお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ますずい・いかいかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 がざみ・ひらめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町大成区花歌、久遠、本陣、都、上浦、富磯及び太田	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
樽海共第13号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び基点第9号、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域並びに点25、点26、点27、点28及び点29の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点29、点30、点31、点32及び点29の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 せたな町大成区とせたな町北檜山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 水産岬 基点第3号 国土地理院三角点 三木杉 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T4 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T9 基点第6号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 基点第3号から195度00分1.790メートルの点 基点第8号 点21から94度00分350メートルの点 基点第9号 基点第9号から193度47分09秒 2.002.311メートルの点 基点第10号 点44から92度11分12秒 65.888メートルの点 点1 基点第1号から272度30分3.000メートルの点 点2 基点第2号から280度00分3.100メートルの点 点3 基点第2号から358度30分3.300メートルの点 点4 基点第3号から255度30分3.600メートルの点 点5 基点第4号から272度00分3.000メートルの点 点6 基点第5号から272度30分3.000メートルの点 点7 基点第6号から297度30分3.000メートルの点 点8 基点第7号から356度15分45秒 580.90メートルの点 点9 点5から274度57分04秒 310.00メートルの点 点10 点9から4度57分05秒 140.00メートルの点 点11 点10から274度57分03秒 140.00メートルの点 点12 点11から184度57分06秒 100.00メートルの点 点13 点12から261度39分20秒 72.58メートルの点 点14 点13から319度15分53秒 382.86メートルの点 点15 点14から228度57分23秒 516.23メートルの点 点16 点15から6度00分00秒 329.77メートルの点 点17 点16から54度56分48秒 138.65メートルの点 点18 点17から324度53分35秒 63.80メートルの点 点19 点18から54度56分43秒 633.13メートルの点 点20 点19から324度49分53秒 200.46メートルの点 点21 点20から54度59分55秒 87.28メートルの点 点22 点21から93度59分58秒 145.00メートルの点 点23 点22から159度45分33秒 232.91メートルの点 点24 点23から75度28分14秒 205.00メートルの点 点25 点26から320度38分52秒 412.60メートルの点 点26 点8から280度23分26秒 456.15メートルの点 点27 点28から140度38分52秒 412.60メートルの点 点28 点25から50度38分50秒 10.00メートルの点 点29 点32から320度46分24秒 90.00メートルの点 点30 点29から50度46分10秒 10.00メートルの点 点31 点30から140度46分24秒 90.00メートルの点 点32 点8から349度23分57秒 441.78メートルの点 点33 基点第9号から278度28分32秒 48.199メートルの点 点34 点33から274度03分18秒 80.011メートルの点 点35 点34から277度35分00秒 80.081メートルの点 点36 点35から276度27分26秒 90.029メートルの点 点37 点36から4度59分45秒 2.090メートルの点 点38 点37から273度41分47秒 57.996メートルの点 点39 点38から185度00分00秒 53.650メートルの点 点40 点39から95度40分20秒 57.985メートルの点 点41 点40から4度59分44秒 2.400メートルの点 点42 点41から93度20分20秒 90.038メートルの点 点43 点42から91度47分40秒 80.125メートルの点 点44 点43から95度22分22秒 80.002メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぷ漁業 てんぷ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いらい漁業 えそばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 うり漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び瀬棚区	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
樽海共第14号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とから、基点第7号、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第9号、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 せたな町大成区とせたな町北檜山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 水産網 基点第3号 国土地理院三角点 三本杉 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T4 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T9 基点第6号 せたな町と高牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 基点第3号から、195度00分 1、790メートルの点 基点第8号 点17から 94度00分 350メートルの点 基点第9号 基点第3号から 193度47分09秒 2、002、311メートルの点 基点第10号 点29から 92度11分12秒 65、888メートルの点 点1 基点第1号から 272度30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 280度00分 3、100メートルの点 点3 基点第2号から 358度30分 3、300メートルの点 点4 基点第3号から 255度30分 3、600メートルの点 点5 基点第4号から 272度00分 3、000メートルの点 点6 基点第5号から 272度30分 3、000メートルの点 点7 基点第6号から 297度30分 3、000メートルの点 点8 基点第7号から 276度59分37秒 680、74メートルの点 点9 点8から 4度57分06秒 645、19メートルの点 点10 点9から 319度00分58秒 281、17メートルの点 点11 点10から 226度57分23秒 516、23メートルの点 点12 点11から 6度00分00秒 329、77メートルの点 点13 点12から 54度56分48秒 138、65メートルの点 点14 点13から 324度53分35秒 63、80メートルの点 点15 点14から 54度56分43秒 633、13メートルの点 点16 点15から 324度49分53秒 200、46メートルの点 点17 点16から 54度59分55秒 87、29メートルの点 点18 基点第9号から 278度28分32秒 48、199メートルの点 点19 点18から 274度03分18秒 80、011メートルの点 点20 点19から 277度35分00秒 80、081メートルの点 点21 点20から 276度27分26秒 90、029メートルの点 点22 点21から 4度59分45秒 2、090メートルの点 点23 点22から 273度41分47秒 57、996メートルの点 点24 点23から 185度00分00秒 53、650メートルの点 点25 点24から 95度40分20秒 57、985メートルの点 点26 点25から 4度59分44秒 2、400メートルの点 点27 点26から 93度20分20秒 90、038メートルの点 点28 点27から 91度47分40秒 80、125メートルの点 点29 点28から 95度22分22秒 80、002メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たなご・そい刺し網漁業 ほていお刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底被網漁業 がざみ・ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び檜瀬区	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底被網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
繪海共第15号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第9号、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点37、点36、点35、点34、点33、点32、点31、点22、点23、点24、点25、点47、点46、点45、点44、点27、点28、点29、点30及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点38、点39、点40、点41、点42、点43及び点38の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域、並びに点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57及び点48の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D4 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.39(北海道水産部三角点 水D4～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.57(北海道三角点 拓12～) 基点第4号 室津燈台台中心点 (北緯42度00分52.98秒 東経139度27分07.20秒) 基点第5号 北海道管林局図根点 才33 基点第6号 北海道管林局図根点 才19 基点第7号 北海道管林局図根点 No.250 基点第8号 奥尻基点(X--202.332.897 Y--60.550.278:座標系11系) 基点第9号 基点第9号から21度38分36秒 912.49メートルの点 基点第10号 点30から274度40分120メートルの点 点1 基点第1号から0度00分4.000メートルの点 点2 基点第1号から90度00分3.000メートルの点 点3 基点第2号から115度00分3.000メートルの点 点4 基点第3号から140度00分3.000メートルの点 点5 基点第4号から90度00分3.000メートルの点 点6 基点第4号から180度00分4.000メートルの点 点7 基点第4号から270度00分3.000メートルの点 点8 基点第5号から225度00分3.500メートルの点 点9 基点第6号から270度00分2.500メートルの点 点10 基点第7号から317度30分3.000メートルの点 点11 基点第1号から290度00分3.000メートルの点 点12 基点第9号から112度19分32秒 86.99メートルの点 点13 点12から202度19分22秒 5メートルの点 点14 点13から112度19分32秒 91メートルの点 点15 点14から124度55分55秒 15.57メートルの点 点16 点15から112度19分30秒 47.80メートルの点 点17 点16から202度19分32秒 64.59メートルの点 点18 点17から202度19分30秒 134.92メートルの点 点19 点18から202度19分34秒 22.57メートルの点 点20 点19から111度47分08秒 61.99メートルの点 点21 点20から157度59分53秒 139.50メートルの点 点22 点21から104度30分140メートルの点 点23 点22から142度30分45メートルの点 点24 点23から232度30分230メートルの点 点25 点24から322度30分5メートルの点 点26 点25から232度15分304メートルの点 点27 点26から288度30分48メートルの点 点28 点27から205度10分242メートルの点 点29 点28から191度05分280メートルの点 点30 点29から184度40分170メートルの点 点31 点22から22度30分48メートルの点 点32 点31から112度30分2メートルの点 点33 点32から22度30分55メートルの点 点34 点33から292度30分39メートルの点 点35 点34から202度30分55メートルの点 点36 点35から112度30分1メートルの点 点37 点36から202度30分53.05メートルの点 点38 基点第8号から64度24分85.15メートルの点 点39 点38から52度30分181メートルの点 点40 点39から322度30分42メートルの点 点41 点40から232度30分93メートルの点 点42 点41から142度30分1メートルの点 点43 点42から232度30分88メートルの点 点44 点26から288度30分22.11メートルの点 点45 点44から198度30分47メートルの点 点46 点45から108度30分36メートルの点 点47 点46から18度30分67.79メートルの点 点48 基点第8号から42度54分36秒 995.13メートルの点 点49 点48から171度16分31秒 119.40メートルの点 点50 点49から261度13分21秒 40.80メートルの点 点51 点50から351度16分30秒 119.40メートルの点 点52 点51から261度12分22秒 2.10メートルの点 点53 点52から351度16分37秒 50.00メートルの点 点54 点53から351度16分37秒 59.62メートルの点 点55 点54から81度16分32秒 42.20メートルの点 点56 点55から171度16分35秒 69.58メートルの点 点57 点56から171度16分36秒 50.00メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐき漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いりい漁業 えぞばかがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うい漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	1月1日から12月31日まで	団体	奥尻町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
樽海共第17号	ひやま漁業協同組合	樽山郡上ノ国町及び江差町、南志都乙部町、二海郡八雲町、久遠郡せたな町並びに奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点31の各点と隣り合った線と、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41及び点31の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 上ノ国町地先 立岩の中央 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D8 基点第4号 上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鷗島 基点第6号 国土地理院三角点 柳崎 基点第7号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 国土地理院三角点 駒ノ岸 基点第9号 乙部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 国土地理院三角点 人住内 基点第11号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 花歌 基点第13号 国土地理院三角点 上瀬 基点第14号 せたな町大成区とせたな町北樽山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 国土地理院三角点 水垂 基点第16号 国土地理院三角点 三本杉 基点第17号 北海道水産林務部三角点 水T4 基点第18号 北海道水産林務部三角点 水T9 基点第19号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第20号 北海道水産林務部三角点 水D4 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.39(北海道水産部三角点 水D4～) 基点第22号 北海道水産林務部図根点 No.57(北海道三角点 拓12～) 基点第23号 室津島灯台中心点 (北緯42度00分52.98秒 東経139度27分07.20秒) 基点第24号 北海道森林局図根点 才33 基点第25号 北海道森林局図根点 才19 基点第26号 北海道森林局図根点 No.250 点1 基点第1号から 267度 30分 10.000メートルの点 点2 基点第23号から 171度 00分 28.000メートルの点 点3 基点第23号から 225度 00分 15.000メートルの点 点4 基点第25号から 251度 00分 11.500メートルの点 点5 基点第25号から 334度 30分 12.000メートルの点 点6 基点第20号から 15度 00分 10.000メートルの点 点7 基点第19号から 297度 30分 10.900メートルの点 点8 基点第19号から 297度 30分 3.000メートルの点 点9 基点第18号から 272度 30分 3.000メートルの点 点10 基点第17号から 272度 00分 3.000メートルの点 点11 基点第16号から 255度 30分 3.600メートルの点 点12 基点第15号から 358度 30分 3.300メートルの点 点13 基点第15号から 280度 00分 3.100メートルの点 点14 基点第14号から 272度 30分 3.000メートルの点 点15 基点第13号から 227度 30分 3.700メートルの点 点16 基点第12号から 192度 00分 3.000メートルの点 点17 基点第11号から 232度 30分 3.000メートルの点 点18 基点第11号から 200度 00分 3.000メートルの点 点19 基点第10号から 244度 00分 3.100メートルの点 点20 基点第9号から 242度 30分 3.000メートルの点 点21 基点第8号から 211度 30分 3.100メートルの点 点22 基点第7号から 257度 30分 3.000メートルの点 点23 基点第6号から 263度 00分 3.200メートルの点 点24 基点第5号から 254度 30分 3.400メートルの点 点25 基点第4号から 282度 18分 4.100メートルの点 点26 基点第3号から 321度 00分 3.200メートルの点 点27 基点第3号から 284度 00分 3.200メートルの点 点28 基点第3号から 224度 30分 4.100メートルの点 点29 基点第2号から 293度 00分 3.000メートルの点 点30 基点第1号から 267度 30分 3.000メートルの点 点31 基点第20号から 0度 00分 4.000メートルの点 点32 基点第20号から 90度 00分 3.000メートルの点 点33 基点第21号から 115度 00分 3.000メートルの点 点34 基点第22号から 140度 00分 3.000メートルの点 点35 基点第23号から 90度 00分 3.000メートルの点 点36 基点第23号から 180度 00分 4.000メートルの点 点37 基点第23号から 270度 00分 3.000メートルの点 点38 基点第24号から 225度 00分 3.500メートルの点 点39 基点第25号から 270度 00分 2.500メートルの点 点40 基点第26号から 317度 30分 3.000メートルの点 点41 基点第20号から 290度 00分 3.000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上ノ国町、江差町、乙部町、八雲町、熊石炭田町、熊石折戸町、熊石楢沼町、熊石龍平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石臺岩町、熊石根崎町、熊石臺石町、熊石鳴神町、熊石西浜町、熊石関内町、せたな町及び奥尻町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
檜海共第18号	ひやま漁業協同組合	檜山郡上ノ国町及び江差町、雨志郡乙部町、二海部八雲町、久遠部せたな町並びに奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点31の各点を順次に結んだ線と、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41及び点31の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 上ノ国町地先 立着の中央 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D 基点第4号 上ノ国町と江差町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 鷗島 基点第6号 国土地理院三角点 柳崎 基点第7号 江差町と乙部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 国土地理院三角点 柳ノ原 基点第9号 乙部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 国土地理院三角点 人住内 基点第11号 八雲町とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 花歌 基点第13号 国土地理院三角点 上瀬 基点第14号 せたな町大尻区とせたな町北檜山区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第15号 国土地理院三角点 水垂 基点第16号 国土地理院三角点 三本杉 基点第17号 北海道水産林務部三角点 水T4 基点第18号 北海道水産林務部三角点 水T9 基点第19号 せたな町と島牧町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第20号 北海道水産林務部三角点 水D4 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.39(北海道水産部三角点 水D4～) 基点第22号 北海道水産林務部図根点 No.57(北海道三角点 拓12～) 基点第23号 室津島灯台中心点 (北緯42度00分52.98秒 東経139度27分07.20秒) 基点第24号 北海道森林局図根点 才33 基点第25号 北海道森林局図根点 才19 基点第26号 北海道森林局図根点 No.250 点1 基点第1号から 267度 30分 10.000メートルの点 点2 基点第23号から 171度 00分 28.000メートルの点 点3 基点第23号から 225度 00分 15.000メートルの点 点4 基点第25号から 251度 00分 11.500メートルの点 点5 基点第25号から 334度 30分 12.000メートルの点 点6 基点第20号から 15度 00分 10.000メートルの点 点7 基点第19号から 297度 30分 10.900メートルの点 点8 基点第19号から 297度 30分 3.000メートルの点 点9 基点第18号から 272度 30分 3.000メートルの点 点10 基点第17号から 272度 00分 3.000メートルの点 点11 基点第16号から 255度 30分 3.600メートルの点 点12 基点第15号から 358度 30分 3.300メートルの点 点13 基点第15号から 280度 00分 3.100メートルの点 点14 基点第14号から 272度 30分 3.000メートルの点 点15 基点第13号から 227度 30分 3.700メートルの点 点16 基点第12号から 192度 00分 3.000メートルの点 点17 基点第11号から 232度 30分 3.000メートルの点 点18 基点第11号から 200度 00分 3.000メートルの点 点19 基点第10号から 244度 00分 3.100メートルの点 点20 基点第9号から 242度 30分 3.000メートルの点 点21 基点第8号から 211度 30分 3.100メートルの点 点22 基点第7号から 257度 30分 3.000メートルの点 点23 基点第6号から 263度 00分 3.200メートルの点 点24 基点第5号から 254度 30分 3.400メートルの点 点25 基点第4号から 282度 18分 4.100メートルの点 点26 基点第3号から 321度 00分 3.200メートルの点 点27 基点第3号から 284度 00分 3.200メートルの点 点28 基点第3号から 224度 30分 4.100メートルの点 点29 基点第2号から 293度 00分 3.000メートルの点 点30 基点第1号から 267度 30分 3.000メートルの点 点31 基点第20号から 0度 00分 4.000メートルの点 点32 基点第20号から 90度 00分 3.000メートルの点 点33 基点第21号から 115度 00分 3.000メートルの点 点34 基点第22号から 140度 00分 3.000メートルの点 点35 基点第23号から 90度 00分 3.000メートルの点 点36 基点第23号から 180度 00分 4.000メートルの点 点37 基点第23号から 270度 00分 3.000メートルの点 点38 基点第24号から 225度 00分 3.500メートルの点 点39 基点第25号から 270度 00分 2.500メートルの点 点40 基点第26号から 317度 30分 3.000メートルの点 点41 基点第20号から 290度 00分 3.000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	上ノ国町、江差町、乙部町、八雲町、熊石泉岳町、熊石新戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石治川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石量岩町、熊石根崎町、熊石磯石町、熊石鳴神町、熊石西浜町、熊石内間町、せたな町及び奥尻町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数並びに使用する漁船の総トンの最高限度を規定しなければならない。